

三重県「東京オリンピック・パラリンピック」
キャンプ地誘致等推進本部設置要綱

三重県地域連携部スポーツ推進局

(設置)

第1条 平成30年に全国高等学校総合体育大会、平成33年に国民体育大会・全国障害者スポーツ大会を予定している本県にとって、平成32年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を絶好の機会と捉え、事前キャンプ地を誘致することで、子どもたちが夢を抱いてスポーツに取り組む契機とし、誰でもスポーツに親しめる環境づくりにつなげるとともに、地域の活性化に資するよう、三重県「東京オリンピック・パラリンピック」キャンプ地誘致等推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 戦略的な誘致活動の推進に関すること
- (2) その他、誘致活動に必要な事項に関すること

(組織・運営)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事とし、本部会議を招集する。
- 3 副本部長は、副知事及び危機管理統括監の職にある者をもって充てる。
- 4 本部員は、スポーツ推進局長、戦略企画部長、総務部長、健康福祉部長、地域連携部長、南部地域活性化局長、農林水産部長、雇用経済部長、観光・国際局長、教育長の職にある者をもって充てる。
- 5 本部長は、必要に応じて、本部会議に本部員以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(推進チーム)

第4条 推進本部の活動を円滑に進めるため、関係課長による推進チームを置く。

- 2 推進チームは、次の各号に掲げる事項について所掌する。
 - (1) 誘致活動の展開の検討に関すること
 - (2) 誘致活動に係る情報共有に関すること
 - (3) その他、推進本部の推進のために必要な事項

(事務局)

第5条 推進本部の事務局は、地域連携部スポーツ推進局スポーツ推進課に置く。

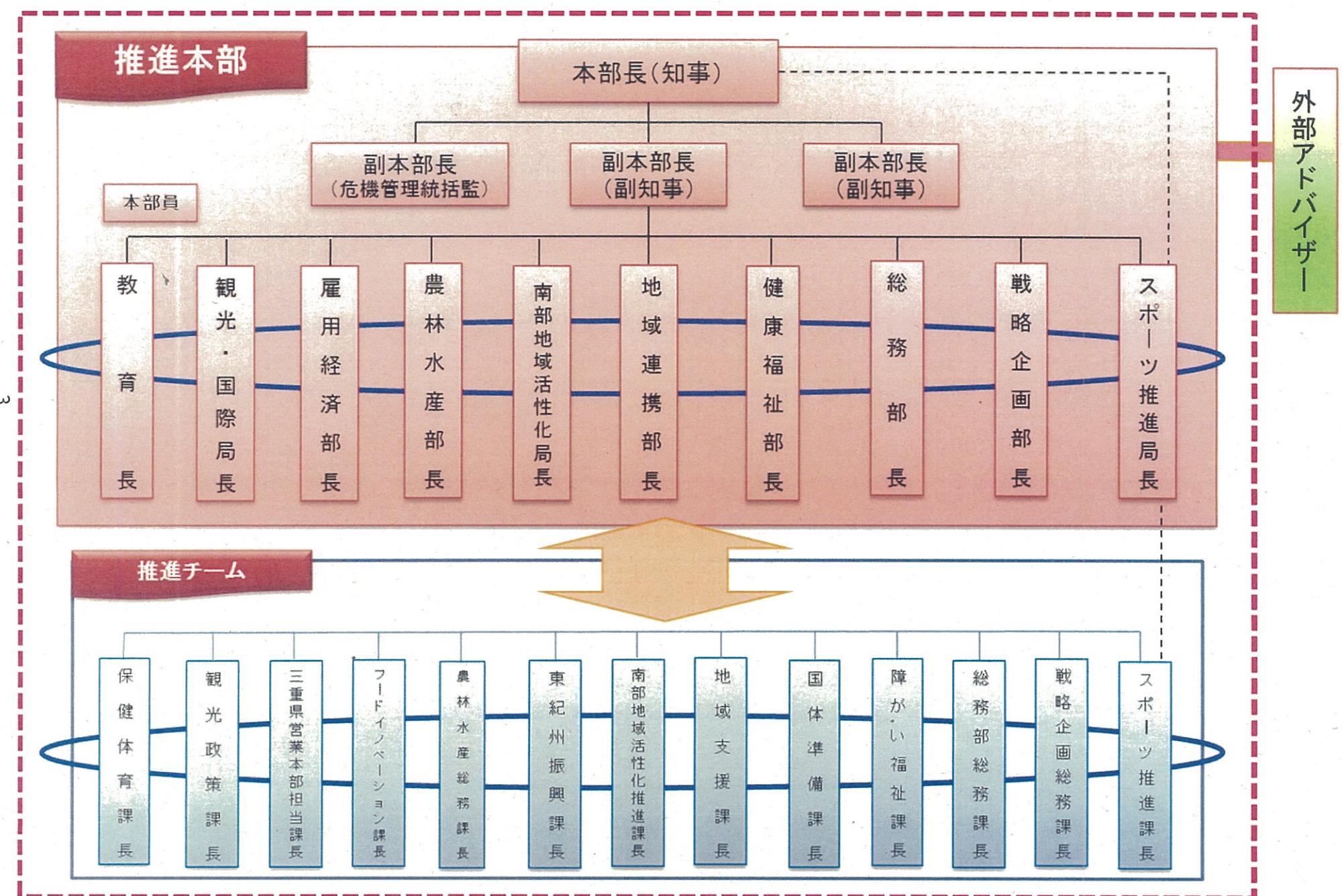
(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月24日から施行する。

三重県「東京オリンピック・パラリンピック」キャンプ地誘致等推進本部の体制について



三重県「東京オリンピック・パラリンピック」 キャンプ地誘致等推進本部イメージ



東京オリンピック・パラリンピック
組織委員会

文部科学省

県内状況調査

- 市町の状況
- 県内施設の状況
- 関係団体の状況

情報提供

- 事前キャンプ地
- 関連情報

市町等連絡調整会議

市町

関係団体

体育協会
レクリエーション協会
競技団体
障害者スポーツ協会 等

情報収集

- 事前キャンプ地
- IOC、JOCの動き
- 諸外国の状況
- 競技団体の状況

情報発信

- 県内情報の提供

効果

○地域の活性化

- ・情報の発信、地域のPR
- ・青少年の健全育成
- ・ボランティアの育成
- ・国際交流

豊かな地域社会!

三重県「東京オリンピック・パラリンピック」キャンプ地誘致等推進本部の推進スケジュール

	平成25年度 2013	平成26年度 2014	平成27年度 2015	平成28年度 2016	平成29年度 2017	平成30年度 2018	平成31年度 2019	平成32年度 2020	平成33年度 2021
推進本部	設置 ・知事を本部長とする庁内組織	方針の決定 ・状況により随時増員							
推進チーム	設置 ・関係部局関係課長による組織	県内状況調査 ・情報収集、提供、発信 ・状況により随時増員							
連絡調整会議 及び 実行委員会	市町等連絡調整会議設置 ・県関係部局 ・29市町 ・関係団体	状況に応じて実行委員会に移行 ・県関係部局 ・関係市町 ・関係団体	キャンプ地誘致活動を展開	キャンプ地誘致のための環境整備					
その他	「東京オリンピック・パラリンピック」組織委員会設置			リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック	全国高校総体	ラグビーワールドカップ 女子ハンドボール世界選手権	東京オリンピック・パラリンピック	国民体育大会 全国障害者スポーツ大会	

